措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送（内陸水運業及び船舶貸渡業を除く。）をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一	
分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第三条）
政府の段階	最恵国待遇（第四条）
措置	中央政府
概要	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 日本国の法律又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二	
分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

ウルグアイ東方共和国の表

一	
分野	漁業
小分野	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万三千八百三十三号 法律第一万四千六百五十号 法律第一万八千四百九十八号 法律第一万九千百七十五号 千九百九十七年政令第百四十九号 二千四年政令第二百三十三号
概要	基線から十二海里までの内水及び領海内で操業する商業漁業（海洋における狩猟活動を含む。）は、ウルグアイ東方共和国（以下この表において「ウルグアイ」という。）が相互主義に基づいて締結した国際協定における取決めに従い、専ら許可されたウルグアイを旗国とする船舶のために留保されている。当該船舶は、影響を及ぼすことなく、商船員又は漁ろう長によって指揮されなければならない。また、当該船舶の乗組員の少なくとも九十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。この割合は、国際協定に従って変更することができる。 ウルグアイにおいて許可された国際的な水域においてのみ操業する漁船については、乗組員の少なくとも七十パーセントは、ウルグアイの国民でなければならない。 外国を旗国とする商船は、国家水資源局により保持される登録簿に記録されるとおり、行政府の承認に従い、第一段の十二海里の区域と基線から二百海里との間の区域においてのみ漁ろう及び狩猟が許可される。これらの船舶は、操業を開始する前に、免許及び許可を取得しなければならない。 製品化及び貿易を含む全ての漁業関連活動の実施に当たっての承認は、行政府により与えられなければならない。 ウルグアイの機関及び個人の場合には、全てのウルグアイを旗国とする船舶は、科学的な漁ろう及び狩猟に対して定められた許可料の支払及び検査が免除される。 魚の加工及び製品化については、魚が全面的又は部分的にウルグアイ国内で加工されなければならないとの条件を付す場合がある。

二	
分野	通信（印刷媒体）
小分野	
留保の種類	経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万六千九十九号（第六条）
概要	ウルグアイの国民のみが、ウルグアイにおける新聞、雑誌又は定期刊行物の責任のある編集者又は管理者に就任できる。 注　責任のある編集者又は管理者とは、特定の新聞、雑誌又は定期刊行物の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。

三	
分野	通信（テレビジョン、映画及び視聴覚サービス）
小分野	
留保の種類	内国民待遇（第三条） 最恵国待遇（第四条） 特定措置の履行要求（第八条） 経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	法律第一万六千九十九号 法律第一万八千二百八十四号
概要	テレビジョンにおける加入者向けサービス（ケーブル、衛星、ＭＭＤＳ及びＵＨＦコードによるもの）を提供する企業の責任のある編集者又は管理者は、ウルグアイの国民でなければならない。 注　責任のある編集者又は管理者とは、特定のテレビジョン、映画又は視聴覚サービス（あらゆる形態のもの）の内容について民法及び刑法に基づく責任を有する者をいう。 ウルグアイ国立映画視聴覚機構は、その職務に定められているとおり、次のことを行うことができる。 (a)　国内及び外国におけるウルグアイの映画及び視聴覚作品の創作、製作、共同製作、配給及び上映を促進し、奨励し、及び刺激すること。 (b)　他の機構との相互主義の合意であって、それぞれの国内の市場への優先的なアクセスを付与し、及び獲得するものを実施すること。 (c)　ウルグアイ国内のテレビジョン媒体において国産の創作作品、記録映画及びアニメーション映画について最小限の放映をする措置並びに国際市場におけるその普及を促進すること。 (d)　映画館を構成する会場において国産の映画について最小限の上映をする措置を促進すること。

四	
分野	初等教育及び中等教育サービス
小分野	
留保の種類	経営幹部及び取締役会（第九条）
政府の段階	中央政府
措置	規則第十四号（千九百九十四年十二月十九日の公共教育公社議事録第八十六号に基づく同公社決議第二十号により採択されたもの）
概要	教育機関の学長及び副学長は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者でなければならない。

五	
分野	高等教育サービス
小分野	
留保の種類	特定措置の履行要求（第八条）
政府の段階	経営幹部及び取締役会（第九条）
措置	中央政府
概要	法律第一万二千五百四十九号 千九百九十五年政令第三百八号 教職員の絶対多数は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する永住者によって構成されなければならない。それらの者は、完全なスペイン語の能力を有しなければならない。 高等教育機関の定款は、運営上及び学術上の管理を行う組織について定め、並びにその構成員の任命に関する手続について定める。当該構成員の大部分は、出生若しくは帰化によりウルグアイの国民となった者又はウルグアイに三年以上居住する者でなければならない。